

# みよし市城山保育園移転新築事業

## 基本協定書（案）

令和5（2023）年4月

みよし市

みよし市城山保育園移転新築事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者であるみよし市（以下「甲」という。）と本事業に係る最優秀提案者に決定された〔事業者名●●●〕を代表法人とし、〔事業者名●●●〕、〔事業者名●●●〕及び〔事業者名●●●〕を構成員とする〔共同企業体名●●●〕（以下、共同企業体の構成員を各条文内容に即して個別に又は総称して「乙」という。）の間に、以下のとおり合意し、本事業に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。本協定に別段の定めがある場合を除き、この基本協定書において用いる用語の定義は、募集要項等に定められたとおりとする。

#### （定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「募集要項等」とは、本事業に係る募集要項、要求水準書、添付資料、提供資料、最優秀提案者決定基準、様式集、共同企業体取扱要領、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計・工事等請負契約書（案）、指定管理協定書（案）及びこれら資料に対する質問回答を総称したものをいう。
- (2) 「設計・工事等請負契約」とは、本事業において、甲と乙との間で締結する設計・工事監理・施工等の各業務を一体的に実施する事業に関する事項を定めた契約をいう。
- (3) 「指定管理協定」とは、本事業において、甲と乙との間で締結する運営・維持管理に係る指定管理業務を実施する事業に関する事項を定めた協定をいう。
- (4) 「審査会」とは、本事業において最優秀提案者の選定に当たって審査を行うみよし市城山保育園移転新築事業に係る「みよし市保育所管理運営法人選定審査会」のことをいう。

#### （目的）

第2条 本協定は、本事業に関し、乙が最優秀提案者として決定されたことを確認し、本事業の事業契約（基本契約、設計・工事等請負契約、指定管理協定の総称又はそのいずれかをいう。以下同じ。）の締結に向けて、甲と乙の義務について定めるとともに、本事業の円滑な実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### （甲と乙の義務）

第3条 甲及び乙は、本事業に係る公募型プロポーザル方式において乙が甲に提出した技術提案書類を基に、甲と乙が締結する事業契約の締結に向けて、互いに協力の上、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 乙は、前項の事業契約の締結のための協議に当たっては、甲及び審査会の要望を最大限尊重するものとする。

#### （業務の実施）

第4条 乙は、本事業に関し、次の各号に掲げる業務等の区分に応じ、当該各号に掲げる者が実施するものとする。

- (1) 設 計 業 務 〔事業者名●●●〕 ※共同企業体の場合は事業者名を併記

- (2) 工事監理業務 [事業者名●●●●]
- (3) 施 工 業 務 [事業者名●●●●]
- (4) 運 営 業 務 [事業者名●●●●]

(代表法人の責務)

第5条 代表法人は、設計業務、工事監理業務、施工業務及び運營業務を一体として実施するため、構成員の取りまとめを行わなければならない。

- 2 本協定の締結後、事業契約の締結までの間、代表法人及び構成員の変更は認めない。
- 3 事業契約の締結前に代表法人が離脱した際は、乙は最優秀提案者の地位を失うものとし、構成員の一が離脱した際は、代表法人は、当該離脱が本事業の実施に支障が出ないことについて、責任を負うものとする。なお、構成員の離脱に伴う一切の損害は、他に規定する場合を除き、代表法人が負担するものとする。
- 4 最優秀提案者の決定後、共同企業体の構成員のいずれかが本事業の実施途中において脱退し、除名され、又は破産若しくは解散した場合は、残存する構成員において共同連帯して本事業を完成させるものとする。ただし、残存する構成員によっては、残業務の適切な設計・工事監理・施工・運営等が困難と認められるときは、事業契約を解除するものとする。

(事業者の役割等)

第6条 本事業の実施において、事業者は事業契約に基づき、設計業務、工事監理業務、施工業務及び運營業務を適正かつ誠実に実施する役割及び責務を負うものとする。

(事業契約の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定及び募集要項等に基づき、令和5年8月●日を目途として、本事業に関する仮契約を締結し、その後、みよし市議会の議決を得たのち、事業契約の本契約を締結するものとする。

- 2 甲及び乙は、事業契約を締結した後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。
- 3 事業契約の締結前の期間に乙のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当するときは、甲は本協定を解除し、事業契約を締結しないことができる。この場合において、乙は、甲の請求に基づき、設計・工事等請負契約に係る契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する金額の違約金を連帯して甲に支払わなければならない。  
なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。ただし、代表法人以外の乙の構成員が本項の事由に該当する場合であって、甲がその変更を認めた場合は、この限りでない。

- (1) みよし市との契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条若しくは第19条に違反し公正取引審査会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は

同法に違反する犯罪容疑で公正取引審査会から告発されたとき。

- (2) みよし市との契約に関して贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (3) みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書及びみよし市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けたとき。
- (4) 締結している本協定以外の契約等が甲より解除されたとき。
- (5) 本事業に係る募集要項において提示した参加資格の一部又は全部を喪失したとき。

#### (準備行為)

第8条 乙は、事業契約の締結前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行うものとし、甲は必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

#### (事業契約の不成立)

第9条 事由の如何にかかわらず、甲と乙が事業契約の締結に至らなかったときは、本協定に別段の定めがある場合を除き、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

#### (不測の事態等への対応)

第10条 乙は、不測の事態等により自らの経営管理の体制又は業務の実施体制の維持更新、並びに健全な財政状況の保持が困難になる場合又は困難になるおそれがあると判断した場合は、速やかにその内容の詳細を甲に通知し、対応について甲と協議しなければならない。この場合において、代表法人は、甲から求められたときは、協議に参加しなければならない。

- 2 前項に定める協議が成立しない場合は、甲が本事業の趣旨を鑑みて合理的な対応を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

#### (秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、市がみよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号）に基づき開示する場合は、この限りでない。

#### (権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

#### (有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約の締結が終了した日を終期とする期間とする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約の締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第7条第3項、第9条、第11条、第12条及び第16条の規定は、存続するものとする。

(協定の変更)

第14条 本協定の規定は、甲及び乙の全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第16条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所岡崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年●月●日

甲 住 所 愛知県みよし市三好町小坂50番地  
名 称 みよし市  
代表者 みよし市長 小 山 祐

乙 ●●企業体

代表法人

住 所

名 称

代表者

構成員

住 所

名 称

代表者

構成員

住 所  
名 称  
代表者

構成員

住 所  
名 称  
代表者

構成員

住 所  
名 称  
代表者